

# 雲南におけるオルタイの水利建設 Water Conservancy Construction by Ortai in Yunnan

盤 媛  
PAN,YUAN

## 摘要

From the fourth year to the ninth year of Yongzheng Emperor's reign, Ortai adhered to the principle that "water conservancy is related to people's livelihood, and is especially an emergency in Yunnan." After accomplishing the bureaucratization of native officers to a certain degree, he began to vigorously implementing water conservancy construction, which covers both agricultural irrigation and transportation waterways. Through the construction of the water conservancy, Ortai intended to restore agricultural production and water transportation to maintain the social stability of Yunnan along with the bureaucratization of native officers.

This paper first introduces Ortai's view of water conservancy. Based on the historical materials of *Ch'ing Court Communication As Reflected In The Palace Memorials* and the *Yunnan Tongzhi* from different historic periods, this paper then analyzes the actual appearance of the agricultural restoration and water transportation construction carried out by Ortai in Yunnan during the reign of Yongzheng Emperor. Through the analysis, it was found that the water conservancy construction was officially initiated during seventh year of Yongzheng Emperor's rule in the central areas ruled by the officials, including Yunnan, Lin 'an, and Qujing Prefectures. Due to rapid development, the water conservancy construction had been expanded to Dali Prefecture, Chuxiong prefecture, Guangnan Prefecture, and other areas within the seventh to eighth year of Yongzheng Emperor's reign. The inscriptions on the existing tablets reveal that Ortai's water conservancy construction had won positive appreciation from the local people.

キーワード：オルタイ　　雲南統治　　水利整備　　水路水運  
**Keywords:** Ortai　the domination of Yunnan　water conservancy　water carriage

## はじめに

順治十六年（1659）、清朝は雲南を征服し、この地方をその統治下に置いた。とはいえ清朝の雲南支配は、当初吳三桂を通じた間接的なものに止まり、康熙二十年（1681）に彼らの反乱、いわゆる三藩の乱を平定した後に、おおむね直接統治を実現した。ただし少数民族に対しては、ほぼ元明の土司制度<sup>(1)</sup>を踏襲し、各地の世襲土官による統治を認めていて、完全な直接統治は実現できないままだったのである。それが康熙後半期を通じた国力増大と支配の安定を承け、

雍正期に至り辺疆統治をより強化しようという動きが顕在化してきた。こうした時にオルタイ（鄂爾泰）<sup>(2)</sup> が雲貴総督に任命され、改土帰流<sup>(3)</sup> を強力に推進した。このことは長期に涉る土司割拠の局面を変え、内地化のプロセスを速め、当地の社会に大きな影響を与えた。雲南の歴史にとって、オルタイによる改土帰流の推進は確かに重要な事件であった。しかし雲貴総督オルタイは、ただ改土帰流のみを行なっていたわけではなく、その在任中には「水利」（農業灌漑および水路整備）<sup>(4)</sup> 事業をも強力に実施していた。

雲南は雲貴高原の西部に位置し、山地と高原が全省総面積の94%を占め<sup>(5)</sup>、平地が非常に少ない。そのため穀物生産は、主として少数の平地（壩子）において行なわれるのみであったが、人口の増大<sup>(6)</sup> は耕地の拡大を要求し、山地や河川両岸地帯を開発すると同時に、前者については保水力を高め、後者については洪水対策として排水機能を向上させる必要があった。また水路について言えば、雲南全域には大小約600の河川があるが、それらは各々六つの水系、すなわち長江（雲南域内では金沙江）、珠江（南盤江）、紅河（元江）、瀘滄江、怒江、エーヤワディー川（雲南域内では大盈江）水系に属しており、これらの河川を通じて広州、成都、重慶などの経済が比較的発達した地域や、一部の東南アジア諸国と連絡することが可能であった。

こうした雲南の水利につきオルタイは「地方の水利は、民生に大きな影響があるものですが、雲南においてはとりわけ急務であります」と奏摺（皇帝への親展状）<sup>(7)</sup> で述べ、農業灌漑に関しては「各府県内の地にはもともと開発することで水利（灌漑）に役立てる大小の河川がないわけではありません」と述べている。また水路水運についても「雲貴は辺遠の地にあるので、商人たちが滞りなく往来できるようになって、はじめてこの地方の状況が次第に改善されうるであります。今は水路が通じておらず、陸路も（内地から）非常に遠いであります。……たとえ十年、二十年の後になるとしても、このこと（水路の整備）が成功しきさえすれば、実際に雲貴にとって永遠の利となりましょう」と考えていた<sup>(8)</sup>。

『硃批諭旨』（臣下の奏摺とそれに対する雍正帝の返答・指示を纏めた敕撰書）によって数えてみると、雲貴総督在任中のオルタイは、水利について述べた奏摺を全部で十五本上しているが、特に改土帰流と「生苗」（完全には清朝に服属していない少数民族）の管理がはっきりとした進展を見せ、相当の成果が現れた雍正七、八年の間に十一本の奏摺を集中的に上し、そこで言及される地域は雲南だけでなく、貴州や広西にまで及んだ。改土帰流が一段落すると、オルタイは特に熱意をもって水利事業に取り組んだ、と言えるだろう。

しかしオルタイの雲南統治に関するこれまでの研究は、前半期（雍正四～五年）の主題であった改土帰流に関するものが圧倒的に多く、後半期（雍正七～九年）において彼が非常に重視した農業や水運のための水利について考察したものはごく僅かしかない。しかし実際のところ、彼の雲南統治は前半期の政治的施策である改土帰流と、後半期の経済的措置である水利が組み合わさって、ひとつの統一的な構造を成していたものと考えるべきなのではないか。本研究はこうした見通しによりつつ、まずはオルタイの水利に対する認識、および彼による水利建設が

具体的にどのようなものであったのか、また彼の水利建設が現地に対してどのような影響を与えたのか、を明らかにしようとするものである。ついで問題となるのは、水利事業と改土帰流の関係であるが、これについてはまた稿を改めて論じたい。

## 1. オルタイの水利に対する認識およびその施策

雍正三年（1725）、オルタイは江蘇布政使より広西巡撫に昇進し、赴任途中で改めて雲南巡撫に任せられた。さらに翌年の十月には雲貴総督に昇任し、それからの六年間、彼はずっと雲南・貴州および広西の一部を掌管していた。雲南統治の責を負うこととなった彼は、当地の水利問題についてこう述べている。

ひそかに思うに地方水利は第一の要務であり、人民の生活、国家の財政に大きな関係を有するところであります。ゆえに湖であろうと河川であろうと、大小の水路であろうと、あるいはその水勢によってうまく導き、あるいは力を尽くして開通させれば、大掛かりなものには大きな効用が、小さなものにも小さな効用があり、いずれについても困難を恐れ費用を惜しむべきではありません。まして雲南は至るところ山地で水田は少なく畠が多く（田少地多）、旱魃を心配してむしろ大水の方を喜ぶのであります。また蓄えがまったくなく、交通は不便で、もし天候不順となれば、すぐに不作の年になってしまいます<sup>(9)</sup>。

このように水利の重要性を深く認識していた彼は、この事業が成功するかどうかは実務を担当する官僚次第であると考え、雍正八年五月二十六日、彼らを統制しようと各級地方官に「水利」の肩書きを加えることを願い出た。つまり官僚たちの責任を明確にし、水利事業の成否を彼らの勤務評定に含めようとしたのである。雍正帝もオルタイの一連の提案に対して「大いなる功德と謂えよう。これは朕に代わって幸福を造り、人民に利益をもたらし、永遠にその恩澤を享受させるものである」と褒めている<sup>(10)</sup>。これよりほぼ二年後の雍正十年四月、オルタイは雲南省内の水利事務がある地方では、同知、通判より雑職に至るまで、すべての官に「水利」の肩書きを加える<sup>(11)</sup>ことを求め、認められた。

水利事業を順調に進めるには、官僚統制も重要ではあろうが、何よりもまず資金の調達が必要である。しかし河川ははなはだ多く、そのすべてにつき国費の給付を望むのは難しい。このため江蘇布政使であった時のオルタイは、社会の力を借りて資金を捻出し、水利事業を行なおうと計画していた<sup>(12)</sup>。しかし全国経済の中心地であった江南地方に比べ、雲貴の経済力は遙かに小さく、決して社会の力のみで水利事業を推進することはできない。

雍正帝はオルタイの雲貴水利に関する雍正四年九月二十日の奏摺の後に、「君の見解は信用することができ、たとえ数十万両の国費を使っても構わない。朕はこのような費用を惜しみはない」と記し、彼を全力で支持すると表明したが、オルタイは国費を用いることにははなはだ慎重で、とりあえずは他の方法によって経費を調達しようとした<sup>(13)</sup>。たとえば雍正五年三月

十二日、彼は貴州威寧の田地開発と水利建設に関する問題を論じた際、このように述べている。

わたくしはその地に行き、府城の南を調査致しましたところ、海子というところがあり、もし河道を疎通・浚渫すれば、数万畝の田地が開発できるでしょうが、その費用は三千両に過ぎません。わたくしは官署に帰った後、すぐに巡撫の何世璕に連絡したところ、彼はすでに銀千両を寄付することにしたと言い、わたくしがさらに二千両を足せば、経費を賄うことができましょう<sup>(14)</sup>。

また彼は、新たに開墾された田地を売り出し、その代金で工事費を捻出しようともした。雍正七年二月初五日、昆明における各水利工事の進展を報告した際、彼はこのように述べている。「かかった経費は、計算してみると一万余両に過ぎず、これは河道を開いた後に、退水によって新たに生ずる田畝を換金して充用いたします。……要するに、正項(地丁銀)を支出する必要はなく、また余剰金を費やす必要もありません<sup>(15)</sup>」と。

なおオルタイは水利建設が行なわれる際、その工事が人民の生産生活に影響を及ぼし、騒動が起こることをも想定していた。雍正七年、臨安府建水州での用水路を修築する際、彼はこの工事が周辺の田主に不満を抱かせることを心配し、彼らに銀五十両を補償として与えることとした。また水利建設に参加した労働者や農民に対しては、対価として金銭や造成された田地を与えることとした<sup>(16)</sup>。また雍正八年、尋甸州の河道が開通した時、彼は知州崔乃鏞の請求に同意して、退水した後に新たに生ずる田地の半ばをこの水利建設に協力した者に与え、種穀を受け取った上で税金を納めさせるようにさせ、もう半分は付近の住民に相応の代価を支払わせ、その田地を自らのものとさせた。またこの報告の中で、彼は国費を用いずとも水利建設は行ない得る、と改めて主張してこう述べている。

経費がかからないわけではありませんが、すべてわたくしの力で調達できるものであります。今後は換金すべき新たに生ずる田地と、土地調査で出てくる田地があり、それらを今計算してみると、すでにおおよそ数万両となります。ですからこの項目の資金でこれ(水利建設)を行なえば、必ずや余剰が生じ、決して不足が出ることはありません。このためわたくしは陛下より、おそらく資金の不足が生じようから、正項(地丁銀)を用いることを願い出よ、という恩諭をしばしば頂きましたが、決して正項の使用を請求しようとはせず、また余剰銀を用いることもお願いいたしました<sup>(17)</sup>。

つまり建設経費を調達する際、雍正帝は何度も国費で支援しようと表明したが、オルタイはこれに従わず、基本的には雲南政府の力だけで資金を捻出していたのであった。

## 2. オルタイの農業水利建設

オルタイは異例と言ってもよいほどの熱意をもって、雲南の水利事業に取り組んでいた。では彼によって実施された水利工事には、具体的にどのようなものがあったのだろうか。民国『新

纂雲南通志』(以下では民国『通志』と略称する) 卷百三十九～百四十一の農業考二～四に拠りつつ、雍正、道光、光緒、光緒続の『通志』をも参照して、雲南における農業水利工事を数えてみると、康熙元年より光緒三十四年までの二百四十六年間の件数は、あわせて365になる<sup>(18)</sup>。すなわち毎年平均1.48件である一方、オルタイが雲貴総督であった雍正四年から九年にかけての工事数は64件で、毎年平均12.8件である。さらに乾隆前期(1735-1755)の平均2.55件、光緒年間(1875-1908)の平均1.61件など、平均件数が比較的多い時期と比べても、オルタイ時期の数値ははるかに高い。なおオルタイが雲貴総督であった期間の工事数であるが、雍正四～六年の工事数は3件しかない一方、七～九年は58件で圧倒的多数を占めている(この他、時期不明の3件がある)。つまりオルタイは改土帰流が一段落した雍正七年以降になって、集中的に水利工事に取り込んだと言えるだろう。

なおこの64件であるが、雍正『通志』においてオルタイに直接言及している事例は15件であるのに対し、道光以後の諸『通志』では8件しかない。これは雍正『通志』において、オルタイが自らの成績を誇ろうとしたためであると考えうるので、その内容については一通り検討しておくべきであろう。よってここでは記載がより詳細な奏摺および『通志』の記事によりつつ、各事例を府ごとにまとめて概観しておく<sup>(19)</sup>。

### (1) 雲南府(6件)

オルタイに直接言及した水利工事件数がもっとも多いのは雲南府であり、更に言えばその中の昆明県、嵩明州および宜良県となる。

まず昆明県について言うと、雍正七年(1729)二月二十四日、オルタイは「雲南府滇池の海口および金汁などの六河、ならびに各地の堤防やダム、水門は、必ず浚渫して河道を深くし、堅固に築きあげてこそ灌漑に役立ちましょう」<sup>(20)</sup>と述べている。さらに民国『通志』の六河条を見ると「雍正十年に建議して許され、盤竜・金稜・銀稜・宝象・海源・馬料・明通・馬溺・白沙の諸河を浚渫し、河岸の石葺き・水門、排水トンネルを増修した。また建議して昆明六河につき毎年の維持費を八百両とすることが認められた」<sup>(21)</sup>とある。なおいわゆる「六河」とはおそらくこの地方の河川の総称であるに過ぎず、個別にどの六本の川と定めようとしてもあまり意味はないであろう。

この工事はすこぶる規模の大きなもので、その経費は銀一万八百七十余両と見積もられ、開墾等で生じた田地を売却した代価によって賄うこととされていた<sup>(22)</sup>。なおオルタイは雍正九年末に北京に呼び戻されていたが、この工事を発議し指揮したのはむろんオルタイであり、彼の離任後の十年に至り、改めて工事全体に関する法的手続きが完了したのであろう。

また海口の工事は排水のために子河を設けるものであるが、その経費は不明ながら、上引の雍正七年二月二十四日の奏摺で提案された維持費は二百両であった。この海口の工事は六河よりも規模は小さいものであったろうが、なお維持のための経費を設け、さらに管理のための水利職官を設置してもおり<sup>(23)</sup>、決してなおざりなものではなかった。この外にも雍正八年三月二

十六日、オルタイは昆明池（漁池）において水流を疎通するため、子河を開く工事を行ない、すでに竣工したと報告している<sup>(24)</sup>。

また雍正七年二月二十四日、彼は嵩明州楊林海の浚渫工事が完成した際、次のように述べた。

雍正六年正月十六日、祭祀を行なって起工し、……数ヶ月もしないうちに、竣工致しました。また嵩明州知州安鼎和の報告によれば、……中則田（中等田、清代には田地を上中下三等に分け、その等級によって課税した）四百十畝、下則田の千七百七畝、中則地の千百畝、下則地の六千九百五十畝を確認し、合計一万百六十七畝、秋糧米麦合計百八十四石九斗九升零となり、条編銀（毎年その土地に割り付けて徴収すべき銀両のことであろう）九十二両五錢一分二釐零を徴収することになります<sup>(25)</sup>。

楊林海の工事とは、排水のため曲がった河道を疎通するものであったが、起工して数ヶ月後に竣工し、一年後には新增の土地が出現していた。もっともそれらはすべて中・下則の土地で、その年の徴税可能額は微々たるものであったが、以後も田地の整備や灌漑施設の維持などに注意していくべき、数年、十数年後には相当の徴税が可能となるかもしれない。この工事はそういう可能性を拓いたという点で、一定の意味があるものであったろう。

嵩明州の工事については楊林海の外、嘉利沢と寛郎河の工事もあった。雍正六年、オルタイは嵩明知州の安鼎和に命じ、曲がっていた水路をまっすぐに改修させ、その結果、旧田がまた利用できるようになった。さらに雍正八年には、嵩明知州蘇暉に命じ、尋甸州知州崔乃鏞とともに寛郎河に子河を開き、灌漑を利用できる範囲を広げさせた<sup>(26)</sup>。

最後は宜良県である。雍正『通志』十三・宜良県新渠の条によれば「雍正七年、総督オルタイは宜良県内にある高台の田地は水が足りず、低地の田地は水没の被害があることから、知県邢恭に命じてまず地勢をよく調べた上で、新たに子渠を開かせ、高台も低地とともに利益を得た」という。またオルタイ自らの言によれば、この工事は六年冬に知県に調査を命じ、八年正月にはすでに効果があがっていたという<sup>(27)</sup>。

## （2）臨安府（5件）

臨安府の水利工事については、まずオルタイ自身がもっとも重視していたに違いない建水州李浩寨の事例を見ておこう。オルタイは建水州の各地につき「田地こそ多いものの、灌漑に用いる流水がまったくありません。……すでにわたくしは知州の祝宏に対し、何とかして疎通させよと命じました。今その返事によれば、……李浩寨の山から一里ばかりのところで激流をせき止め、すでに四月二十六日に開通させて完成しました<sup>(28)</sup>」と述べている。なお祝宏が行なった工事については、雍正『通志』にも記述があり、オルタイは李浩寨に対して単に命令を下しただけでなく、その進展をきちんと把握した上、具体的な指示を行なっていたということが分かる<sup>(29)</sup>。オルタイのこの事業に対する態度は、すこぶる真剣なものだったと言えるだろう。

雍正七年、オルタイは阿迷署州（代理知州）漆扶助に対し、当地の小河を舟行可能なものとし、また灌漑にも利用できるようにするため、河幅を拡げ、深さを増すよう命じた。また同年

には臨安知府張無咎に命じて滬江を疎通させ、遠近の農田が利益を得たという。さらに翌雍正八年には、公費を支出して滬江堤八百十丈（約2.6km）を修築し、そこから田地をめぐる水路はのべ九十里近く（約50km）になったという。またその維持については、毎年の修繕費用を小河および滬江と合わせて三百両と定めた。さらにこの工事では、柳を密植するといった措置も取られ、その結果、「砂は溜まらず、水が順調に流れうるようになった」という。同じく雍正八年、公費によって建水県場冲河の堤四千三百七十五丈（14km）を重修したうえ、毎年の修繕費用については滬江と一体化させると決めた<sup>(30)</sup>。

### （3）曲靖府（1件）

曲靖府尋甸州は地勢が低く、しばしば水害を被るところが二十余村ある一方、灌漑に用いられる河川や開墾可能な土地が相当にあった。そこでオルタイは知州崔乃鏞に命じ、現地の民衆に勧めて堤防や用水路を整備させ、三ヶ月の工期でこれを完成させた。この工事では土石が堆積した尋甸河に対し、子河七百四十余里を開き、別に沙河十五里の浚渫を行い、また翌年には二万畝の田地増加を見込みうるという成果を上げていた<sup>(31)</sup>。むろん開墾直後における農地の地力や、そこから徴収しうる税額などは不明であるが、嵩明州楊林海の場合と同様、官員や民衆による努力次第で、生産量が上昇する可能性はあるに違いない。さらに民衆に勧めて堤防や用水路を整備させたことからすれば、この工事は官だけでなく、地方社会にもその経費を分担させていたものだと分かる。つまりこの工事は地方社会にとってメリットがある、少なくともそういう説得することが可能であったからこそ、民間の協力が得られたのであろう。

### （4）その他（3件）

上記三府以外の事例はどうかといえば、オルタイは雍正四年に東川知府黃士傑に命じて、会沢県蔓海に新しく左・中・右の三つの川筋を整備し、ダムや水門を建設し、矣里河と魚洞の水流を合流させて金沙江に流れ込むようにさせた。その結果、現地の農業生産は次第に盛んになったという<sup>(32)</sup>。また雍正八年、彼は大理府浪穹知県吳士信に命じて、三江口渠を整備・浚渫させ、それによって周辺の田地は多くの利便を得た<sup>(33)</sup>。さらに同年、彼は楚雄府鎮南知州金鑑に命じ、千家壩に新たにダムと水門を修築させ、用水路を開通させた<sup>(34)</sup>。

なお雍正九年、彼は雲南全省の水利事業について雍正帝に報告した際、広南府宝寧県土黄河の整備を願い出していた。ただし彼はすぐ北京に呼び戻されたため、この工事は二年後の雍正十一年になって、新任の雲貴総督尹繼善と巡撫張允隨により実施された<sup>(35)</sup>。

以上から見ると、オルタイは雲貴総督に着任した当初から、雲南の水利問題を重視する姿勢を見せていて、実際に地方官に命じてその整備を行わせたこともあった。ただし彼自身が直接に関与・指揮する水利建設が本格化するのは雍正七年二月からで、最初に着手した地域は基本的には流官統治がすでに浸透していた雲南府・臨安府、そして曲靖府という雲南中心部であった。ただしその後の展開は非常に速く、八年から九年にかけて、すでに大理府・楚雄府・広南府などでも相次いで水利建設が開始された。

オルタイの水利建設が主として雲南府・臨安府から始まっているのは、いわば当然のことである。雲南府や臨安府、さらに曲靖府は低海拔地帯で小盆地が多く、水資源が豊富であるため、もともと北部山岳地帯より農業生産が発達していた。さらに龔蔭の研究<sup>36</sup>によれば、これらの諸府は早ければ明代から、遅い場合でも雍正三、四年までに土官が廃除され、すべて中央の管轄下に置かれていたという。つまり雍正七年当時には改土帰流によって現地の統治構造が変わつており、中央乃至雲南政府のより長期的な、また統一的な計画に沿って、農業生産性を向上させ、商業を発展させることが可能となっていた。つまりオルタイはその水利事業を開始するに当たって、まず条件が相対的に整い、開発が比較的容易なところを選んでいたわけである。

### 3. オルタイの水路・水運建設

農業生産が社会を支える基盤であった前近代中国の官僚にとって、農業水利は極めて重要な仕事であったが、オルタイの時期になると、商業の発展と鉱山開発に対する要求の高まりによって、水路・水運建設も相当の重要性を帯びるようになった。しかし各時期の『通志』はなお伝統的な観点によって編纂され続けたため、河川や航道に関する記録はいくらかあるものの、水路・水運の整備や開拓事業についてはまったく言及がない。そこで以下ではもっぱらオルタイの奏摺によりつつ、彼が行なった水路・水運建設の様相を検討しておきたい。

#### (1) 金沙江および牛欄江

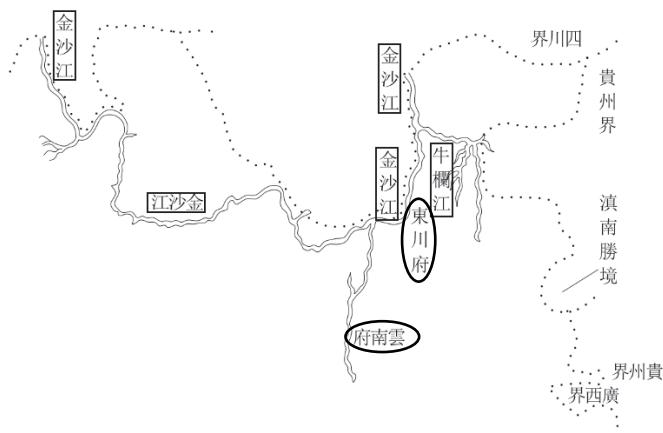
雍正四年にオルタイはこう述べた。

雲南の金沙江はもともと蜀粵（四川と広東）に通じており、東川府の牛欄江は直ちに四川に通じ、貴州の永寧州と黎平府は川楚（四川と湖北）に通ずることができます。これを疎通して導くことは、すぐに実現しがたいとしても、少しずつ行なつていけば、いささか役に立つに違いありません。……たとえ十年、二十年の後になるとしても、このことが完成しきさえすれば、実に雲貴にとって永遠の利となりましょう<sup>(37)</sup>。

この史料の一部は「はじめに」でも引用したが、そこでオルタイは雲南・貴州は辺疆に位置している上、地形の制限から周辺諸省との交通が水陸ともに不便で、商品の流通が滞り物価の上昇を招いていると指摘していた。彼はそういう現状を改めようと、水路を開通させ、東南の広東、北側の四川、また長江中流域の湖北へも船で到達できるようにしたいと考えていた。むろん雍正四年の段階では、こうした水路建設はまだ実施されていなかったのであるが、とにかくその構想における工事の規模は、すこぶる大きいものであった。

金沙江と牛欄江（地図1）は雲南と外省を繋ぐ重要な大河であり、かつ金沙江の支流は雲南経済の中心である雲南府の南北を貫通している。また東川府内の牛欄江本流および支流の流域は、ほとんどこの府の三分の一以上を占めている。オルタイは雲貴総督に着任した当初から、こうした大河を水路として整備することの重要性を認識し、たとえ僅かずつでも、その建設を

進めようとしていた。



地図1 雍正『通志』一・図説 雲南全省輿図の一部

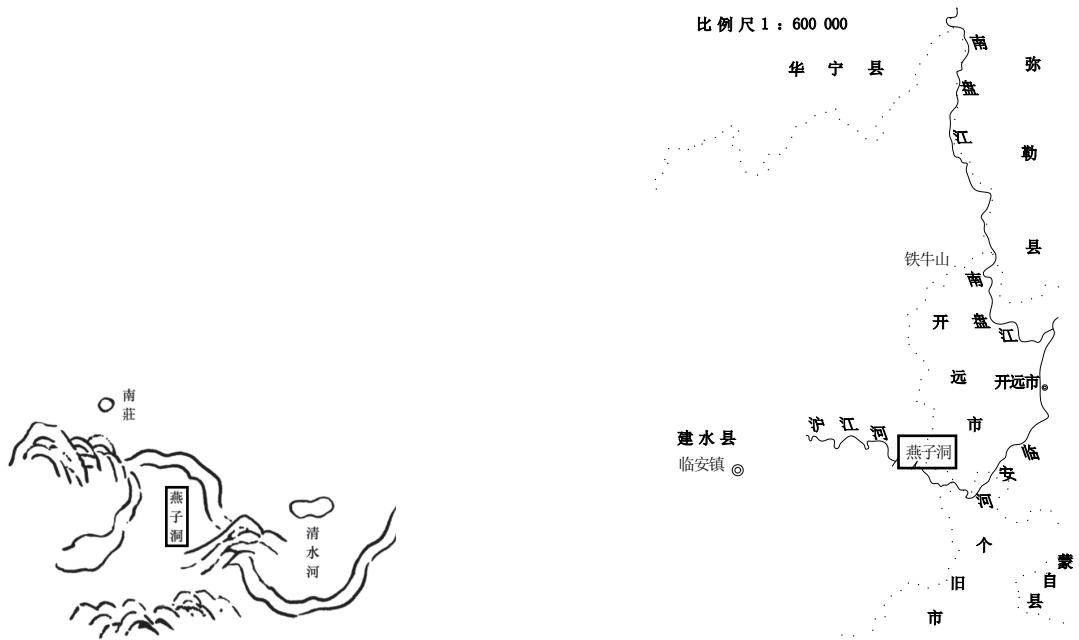
## (2) 臨安府燕磁洞など

農業水利におけると同様、水路・水運の整備が実際に始まるのは、雍正七年以降のことであった。その年の二月、オルタイはこのように言っている。

雲南から広東まではもともと河道があり、曲がりくねっている早瀬や険しいところがあるため、ただちに省都に達することはできませんが、臨安府属の阿迷州には燕磁洞という一本の川があって、大河（南盤江であろう）まで直接に行くことができるので、燕磁洞から水路を掘って疎通すれば、八達汎まで達することができます。また臨安属の箇旧・金釵坡などの銅精錬場は、燕磁洞から百里あまりに過ぎず、省都から水路で晋寧に至って（貨物を）陸揚げすれば、その地まで三百里に過ぎません。（この川は）精錬場に近くて銅地金の運送や発送がはなはだ容易であるだけでなく、また鑄錢局までも遠くなく、銅錢を運ぶ際には、運搬費も節約できます。このような便利な水路は、急いで開通すべきものであります。……（この工事が）一旦竣工すれば、阿迷州から広東まで安全に船を航行させることができ、往来の商人も千年百年に及ぶ便利を享受できます<sup>38)</sup>。

1715年（康熙五十四年）に日本の幕府が海舶互市新例を発布したため、日本から輸入しうる銅地金は激減し、清朝では国内の銅鉱開発を進めなければならなくなつた。豊富な鉱物資源を擁する雲南は、この問題を解決する上でもっとも重要な役割を果たすべきだと考えられた<sup>39)</sup>。このような背景の下で、オルタイは雲南経済の中心である昆明と銅精錬場、鑄錢局を結ぶ水路を開き、貨物の運送や商人の往来に利することを計画したのである。

現代の地図によつて確認してみると、燕磁洞（方志では「燕子洞」と表記される）の川は15～16kmほどでそれほど長くないが、臨安府と外省を連結するのに不可欠な存在であることが分かる<sup>40)</sup>。つまり当時に在つて、燕磁洞は雲南の資源開発および商業活動にとって、はなはだ重要な位置を占めていた。（地図2および地図3）

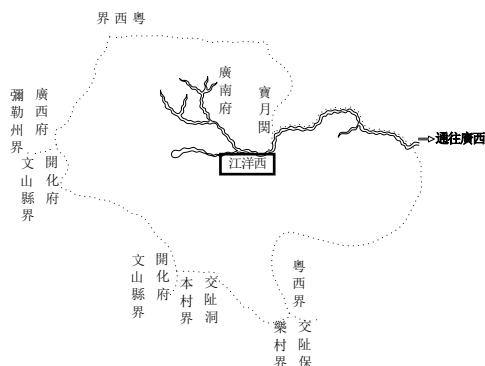


地図2 雍正『通志』一・図説 臨安府の一部 地図3 『雲南省地図冊』 建水県地図

### (3) 広南府

(雍正七年) 五月二十三日、雲南広南知府賈秉臣らの返答には次のようにありました。「私たちは委任の命を奉じて河道を開通させようとし、ただちに各担当官員とともに川に沿って調査を行なったところ、この川は澂江に源を発して、その流れは廣東や福建に達しております。そこには巨石の障害やいくつもの急勾配の早瀬があって、伝えられるところでは漢唐から今までずっと開かれたことはないと言われています。私たちはその地形を詳しく調べ、当初（工事は）はなはだ困難だと考えておりましたが、何と数ヶ月も経たないうちにもう竣工いたしました」と<sup>(41)</sup>。

このオルタイの奏摺では、問題となっている川の名を示していないが、その叙述と雍正『通志』の広南府地図を照らし合わせてみれば、この川は西洋江だと推測できる（地図4）。西洋江は広南府の東西を貫き、広西を経て広東に至っているので、当時においては貿易の中心であり、経済的にも雲南より発達していた広東と福建に到達することができた。



地図4 雍正『通志』一・図説 広南府

上述の三例はオルタイの奏摺に見える水路・水運工事のすべてで、農業水利に関する記事に比べれば、その件数はずっと少ない。だがそれらはすべて省と省との間をつなぐ基幹工事であり、所要経費の規模および建設の難度は、一般的な州県レベルの農業水利建設より大きかったことであろう。つまり工事の件数が少ないからと言って、その重要性が小さいわけではないのである。

なお地域から見れば、これらの工事はすべて雲南東部に集中しているが、これは当然と言えるだろう。なぜなら雲南はチベット高原の南部、雲貴高原の西側に位置し、全体として北西から東南方向へ傾斜しており、西部は高山と大河が併走している峡谷地帯であるのに対し、東部は平坦な高原地帯であるため、交通の便は西部よりよく、交通・航路の整備も容易だからである。また雲南東部は広西・貴州・四川に直接隣接し、水路で廣東・福建・湖南・湖北などにも到達できる。つまり清代雲南の商業活動や商品流通を発展させるうえで、東部の航路開発は不可欠であった。

さらに工事が行なわれた時期を考えてみると、雍正四年の発言は単に構想を述べたのみで、実際に着工されたとははなはだ考えにくい。オルタイが水路・水運の整備や建設を実施したと確実に分かるのは雍正七年からであり、これは農業水利展開の時期と一致している。つまり雍正四～五年の間彼は強力に改土帰流を推し進め、ついでこれが一段落した雍正七年以降になると、今度は水利事業を本格的に実施し始めたのであった。

#### 4. 雍正期の水利建設が雲南社会に与えた影響

オルタイの水利建設を検討、評価する場合、その主要な史料的根拠は彼の上奏文および官修史料に求めざるを得ず、そこから導かれる結論には、自ずとオルタイや清朝の立場、観点が反映されやすくなるだろう。また水利建設が完成した後、農業生産量あるいは水運能力が向上したかどうかという点も、確かな根拠をもって、例えば穀物生産量の変化といった数量的資料によって説明することは、史料状況から考えてほとんど不可能である。よってここでは、現地の人間によって記された頌徳碑文二通を通じ、彼の水利事業が雲南の地方社会にどのような影響を与えたのかを考えてみたい。

まずは「顎少保巖洞碑記」で、これは雍正八年にオルタイが臨安府巖洞で行なった水利事業につき、次のように記している。

少保・大司馬（兵部尚書）西林顎公（オルタイ）がこの地に總督として赴任するや、三省（雲南・貴州・広西）をあたかも自分の家のように見なし、人民の心を心とし、人民の務めを務めとした。外国も同然の辺疆であっても、いやしくも人民に有益だと公の耳に入ったことは、すべて皮を切り骨の髓を露わにするほど、徹底的に行なわなければやめず、行なえば完成に至って後世にまで永く続くようにしなければやめなかつた。まして彼が直接に

統治しているような場合はなおさらであった。……雍正八年正月十七日、知府である東萊の人張無咎公、総兵の張応宗公、知州の祝宏は、少保公の命令を奉じて河川の疎通に出かけた。……一ヶ月もたたないうちに十三の大きな障礙はすべて取り除された。……落成の日、川の距離は二百里（約110km余）に過ぎず、地の距離は三万丈（100km足らず）に過ぎなかつたが、（工事に用いた）竹かごは数千、杭は数万、工事費は数億（銀数十万両）、官員は仕事に勤め、吏役は懸命に働き、上は怠けず、下は頑張り、かくして水の利はあっても水の害なしとなつたのである。……そこでこの府の人々はみな喜びあって「これは少保公が生きるすべを与えてくれたのだ。どうか文章に記して子孫に残し、後にこの水を飲む者に源を知らしめ、この土地で耕作する者に公の徳を認識させていただきたい」と言った。……雍正九年八月朔日、州人公立す<sup>(42)</sup>。

すなわちこの工事は雍正八年正月十七日に始まり、一年半あまりで落成したと考えられる。碑が立てられたのは、オルタイが兵部尚書に昇任して雲南を離れた後であるので、地方の士人が中央の大官となった彼をことさら讃えようとした可能性はむろんあろう。しかし在地社会にとってそれが何の利益もなく、むしろ不利益をもたらすものであったとすれば、このような碑が立てられることはなかつただろう。つまりこの工事はすでに一定の効果を現していたか、あるいは建水州の土人がそれを彼らの生産生活に有益であることを確信していたということであろう。

もう一つ、雍正七年立碑の「滬江橋碑記」には、オルタイが滬江を浚渫して滬江橋を建造したことにつき、次のように述べている。

少保顎公は命令を下し、源流を突き詰めるべく調査を行ない、重要地点をあまねく踏査させ、それぞれ有能な官員に滬江諸河の整備を監督させ、厚く堤防を築き、大きく岩窟を切り開いたことで、かつて氾濫を起こしていたところはすべて灌漑に役立つようになった<sup>(43)</sup>。

この碑文は落成した後の土民の反応を記録していないが、「顎少保巖洞碑記」と同様、もし住民にとってそれが役に立つないものであれば、碑文をわざわざ作る必要はなかつただろう。

なお民国『通志』に記載される雍正四～九年の水利工事について考察すると、後続の利用状況が記載された33件のうち、雍正九年以降にも再整備され、使い続けられているのは27件で、オルタイの離任後廃止されたのは6件しかなかったと分かる。つまりオルタイ時期に建てられた水利施設の大多数は、現地の生産生活にとって確かに役に立っていたのである。

## 5. 結び

本稿はまず『硃批諭旨』と各時期の『通志』を主要な史料として、オルタイの水利に対する認識を紹介し、ついで農業用水建設および水路・水運建設の両方面の実態を検討した。この建設が本格的に始まるのは雍正七年からで、主として流官統治がすでに浸透していた雲南府・臨

安府、そして曲靖府という雲南中心部から着手された。ただし同年から翌八年には、すでに大理府・楚雄府・広南府などでも水利建設が開始されていた。こうした彼の水利建設に対し、現地土人が捧げた称賛の声や、それらが以後も整備され使用され続けたことは、雲南の地方社会にとってオルタイの水利建設が確かに意味のあるものであったことを証していよう。

ただ本稿では、それがどの程度在地社会の経済発展に貢献したのか、特に少数民族の民衆にとって、それは利益をもたらすものであったのかどうか、といった点を検討することはできなかった。この点は現地の族譜・家譜といった他の民間史料を発掘しつつ検討しなければならない。また本稿で論じたオルタイの水利建設と、彼の行なった事業として有名な改土帰流との間には、一体どのような関係があるのかという問題については、また稿を改めて論じたいと考えている。

## 注

- (1) 土司制度とは元代から清代にかけて実施されていた、西南辺疆の現地住民に対する間接統治システムで、中央は現地の首長に世襲の官位を与え、彼らが従来の慣行によって住民を支配することを認めていた。
- (2) オルタイは字毅庵、号西林、満州鑲藍旗人。康熙三十八年に舉人となって官途につき、雍正年間に入ると地方の大官として活躍し、李衛、田文鏡とともに雍正帝にもっとも信任された「封疆大吏」として知られる。
- (3) 改土帰流とは、世襲の土官を廃止して中央から派遣された官僚（流官）に置き換えることである。この改土帰流は明代から開始されており、馬曜（『雲南簡史』雲南人民出版社、1983）によれば、雲南・曲靖・澂江などの六府では明末までにすべて流官による統治が実現しており、その他の各地にもかなりの流官が派遣されていた。しかし中心部から離れれば離れるほど土官の影響力は強く残り、辺疆地帯ではなお土官統治が継続していた。また清代初期には一連の戦争のため、大規模な改土帰流は行なわれなかつた。
- (4) ここでいう「水利」は史料上の用語で、交通ルートとしての水路の整備と、農業水利（灌漑）の両者を含む概念である。
- (5) 雲南方志編纂委員会『雲南省志』（雲南人民出版社、2003年）一・地理志。
- (6) 張海峰「清代雲南人口研究」（2002年雲南大学（中国古代史）修士論文）によれば、順治十八年（1661）の雲南人口は112万人、康熙二十四年（1685）で216万人、康熙三十年198万人、康熙五十年221万人、康熙五十二年224万人、雍正九年（1731）286万人、乾隆六年（1741）303万人と推定されるという。つまり三藩の乱時期を除き、雲南の人口は一貫して増加傾向にあり、特に康熙末年から雍正中期にかけての増加は顕著であったことになる。
- (7) 『硃批諭旨』顎爾泰（オルタイ）、雍正七年二月初五日。以下では「顎爾泰」を省略。
- (8) 『硃批諭旨』雍正四年九月二十日「雲貴遠居天末，必須商賈流通，庶地方漸有生色，今水路不通，陸路甚遠，……臣自數月來，通飭細查，粗悉大概，雖自度才力，知必不能，然必經始，以待将来。即遲至十年、二十年，但能成事，實雲貴永遠之利也。」
- (9) 賀長齡『皇朝經世文編』百十八・工政、顎爾泰「興修滇省水利疏」（年月日の記載なし）「窃惟地方水利為第一要務，攸係民生國計。故無論湖海江河，以及溝渠川澗，或因勢利導、或尽力開通，大有大利，小有小利，皆未可畏難惜費。況雲南跬步皆山，田少地多，憂旱喜潦。且並無積蓄，不通舟車，設一遇愆陽，即頓成荒歲。」
- (10) 『硃批諭旨』雍正八年五月二十六日「可謂大功德。代朕造福，利益蒼生，永霑惠澤事也。」
- (11) 『實錄』雍正十年四月辛丑。
- (12) 『硃批諭旨』雍正五年八月初十日。
- (13) 『硃批諭旨』雍正四年九月二十日。なおオルタイが国費を用いようとしなかったのは、地方公共工事の経費として中央の資金を用いることは、清朝の地方統治体制から逸脱する特別なことであったからであろう。もしそうした特別の措置をとれば、短期のうちに目に見

- える成果を要求されるだろうが、水利建設がただちに大きな成果を挙げることは難しく、そのためオルタイは中央の資金を謝絶したと考えられる。
- (14) 『硃批諭旨』雍正五年三月十二日「臣經歷其地，查勘城南，有海子地方，若疏濬河道，可開田數万畝，計費不過三千両。臣回署後，即札致撫臣何世璉，現已捐銀一千両，臣再捐二千両可足用。」
- (15) 『硃批諭旨』雍正七年二月二十四日「所費錢糧，核計不過万余金，即以開河漲出田畝變倅充用。……總不須動支正項，並不須開銷贏余。」
- (16) 同上。
- (17) 『硃批諭旨』雍正八年五月二十六日「雖不無所費，然皆臣力所能。嗣後則有涸出田地並丈出田地，應行變價。銀兩現核數目，已約有數萬。即以此項辦此事，總屬有餘，斷無不足。是以臣屢蒙恩諭，恐力有不能，命請動正項，而並不敢請動正項，亦不敢請動贏餘也。」
- (18) 通志とは、一省の沿革・地理・人物などを記した官修地理書である。清代から民国にかけて編纂・出版された『雲南通志』には、康熙『通志』(范承勳等修)、雍正『通志』(顎爾泰等修)、道光『通志』(阮元等修)、光緒『通志』(岑毓英修)、光緒『續雲南通志稿』(王文詔等修)および民国『新纂雲南通志』(龍雲等修)がある。ここで主として民国『通志』を用いているのは、それが民国期に纂修されたものであるため、清代の水利建設に対する概観を可能にしてくれるからである。ただしそこには清代諸『通志』の記事を刪節したり、改変したりしている場合もあるので、雍正以下諸『通志』を参照する必要がある。
- (19) 『通志』の記事を府州県志によって裏づけることを試みてみたが、結果としては、それらのうちに工事の新築・修繕に関する記事はほとんどなく、ただ雲南府嵩明州嘉利沢(民国『嵩明州志』)、雲南府宜良県新渠(民国『宜良県志』)および臨安府阿迷州滬江堤(嘉慶『臨安府志』)についてのみ、工事があったという事実が記載されているに過ぎなかった。これは省政府の意向を反映する『通志』と、地方士人の関心がより強く現れる府州県志では、その編纂態度が異なるためであろう。
- (20) 『硃批諭旨』雍正七年二月二十四日「雲南府滇池海口及金汁等六河，並各處堤岸壩閘，必疏濬深通、修築堅固，庶足資灌溉。」
- (21) 民国『通志』百三十九・雲南府昆明県六河条。「雍正十年議准，修浚盤竜、金稜、銀稜、寶象、海源、馬料、明通、馬溺、白沙諸河，增修石岸、壩閘、橋洞。又議准，昆明六河酌定歲修銀八百両。」
- (22) 注9と同じ。
- (23) 民国『通志』百三十九・雲南府昆明県海口条。
- (24) 『硃批諭旨』雍正八年三月二十六日。
- (25) 『硃批諭旨』雍正七年二月二十四日「雍正六年正月十五日，祀土興工。……不數月而報竣。茲拋嵩明州知州安鼎和稟稱，……共清出中則田四百一十畝、下則田一千七百零七畝，中則地一千一百畝、下則地六千九百五十畝，二共一万零一百六十七畝，共科秋糧米麥一百八十四石九斗九升零，科徵條編銀九十二両五錢一分二厘零。」
- (26) 雍正『通志』十三・雲南府嵩明州嘉利沢条および雲南府嵩明州寬郎河条。
- (27) 『硃批諭旨』雍正八年正月十三日「雍正七年，總督顎爾泰以縣轄高田缺水、窪地受淹，檄知縣邢恭先審度形勢，新開子渠，高下皆利。」
- (28) 『硃批諭旨』雍正七年六月十八日「臨安府屬建水州之南莊十六營以下，暨獅子口、郭衣村、羅家坡、大小回龍、宗家莊、中所營、金鵝寨等處，田地甚多，並無活水灌溉。……經臣飭令該知州祝宏，設法疏濬，今拋詳覆，……於李浩寨山外里許，截流激水，已於四月二十六日開鑿告成。」
- (29) 雍正『通志』十三・臨安府建水県李浩寨過泉条。
- (30) 同上、臨安府阿迷州小河条、建水県滬江条および滬江堤条、建水県塌沖河条。
- (31) 『硃批諭旨』雍正七年六月十八日。
- (32) 雍正『通志』十三・東川府会沢県蔓海条。
- (33) 同上、大理府浪穹県三江口渠条。
- (34) 同上、楚雄府鎮南州千家壩条。
- (35) 同上、廣南府寶寧県土黃河条。
- (36) 『明清雲南土司通纂』(雲南民族出版社、1985)。
- (37) 『硃批諭旨』雍正四年九月二十日「雲南金沙江原通蜀粵，東川府牛欄江直通四川，貴州永寧州、黎平府可通川楚。疏決導引，縱一時難措，而日積月累，未始不可以小濟。……即遲至十年二十年，但能成事，實雲貴永遠之利也。」
- (38) 『硃批諭旨』雍正七年二月初五日「自滇至粵，原有河道，雖因盤灘險阻，不能直達省會，

然自臨安府屬之阿迷州，有燕磁洞河流一条，可直達大河，自燕磁洞疏鑿，可以通八達汎。而臨安屬之箇旧、金釗坡等銅厂，離燕磁洞不過百里余，自省城水路抵晉寧起岸，至彼不過三百里。既與厂地相近，運發銅觔甚易，又離鑄局不遠，盤運錢文復可省脚費。似此便宜水道，所應急為開修者也。……一俟告竣，則阿迷至粵，可以安穩行舟，往來商賈有千百年之便利矣。」

- (39) 温春来「清初雲南銅鉛業的興起」(『暨南学報』2018年2月、第229期)による。なおオルタイは雍正四年十二月二十一日の奏摺で、埋蔵量が非常に豊かな東川府の銅鉛開発の必要性に言及しているが、これはおそらく中央の意向を承けるものであろう。
- (40) 中国地図出版社編『雲南省地図冊』(中国地図出版社、2006)による。
- (41) 『硃批諭旨』雍正七年六月十八日「茲於五月二十三日，拋雲南廣南府賈秉臣等覆稱，職等奉委開河，隨同各委員沿江查勘，源發於澂江，流達於粵閩，內有巨石間阻，畳灘陡險，相傳漢唐迄今未曾開鑿。職等詳看形勢，初甚以為難，乃不數月而已告竣。」
- (42) 王立憲「顓少保巖洞碑記」(趙志宏『雲南水利碑刻輯叢』民族出版社、2019、所収)。「少保大司馬西林顓公之來總制斯土也，視三省如其家，心民心、務民務，雖迥徹異域，苟有濟於民，聞於公者，罔不切皮膚，聳骨髓，不為不已，為之不底成以不朽於後世不已，矧其託宇下者乎。雍正八年正月十七日，郡守東萊張公無咎、總鎮張公応宗、州牧祝宏，即奉少保公命往疏河，……不一月而十三重尽拔而去。……功成之日，計程不二百里，計地不三萬丈，築數千，椿數万，工數億，官勤勞，役奔走，上無懈心，下無惰志，而後得以有水利，無水患。……於是郡人士咸相慶曰：此少保公生我也。願記一言，以貽我子孫，使後之飲若水者知源，服若疇者識德。……雍正九年八月朔日州人公立。」なお本書には雍正期の碑文が16通収録されていて、そのうち直接オルタイに言及するものは2通ある。すなわち上引の「巖洞碑記」と注43「滬江橋碑記」である。
- (43) 趙節「滬江橋碑記」(趙志宏『雲南水利碑刻輯叢』所収)「少保顓公指授，窮源遡流，遍履津要，分委賢員督修滬江諸河，厚築堤岸，宏開巖洞，向之浸淫者悉資灌漑矣。」